

神戸市主任児童委員(こどもサポーター)研修

こども家庭支援室等との連携



中央区こども家庭支援室推進課長
(中央区保健福祉課保健担当課長)

大川 明子

こども家庭支援室の概要



こどもっとKOBE

目的

- 保健・医療・福祉の関係機関との連携強化を図り、子ども虐待の早期発見・早期対応・その防止

役割

- ①こども家庭センター（児童相談所）と同じく「通告受理機関」として、児童虐待や児童虐待の疑いに関する通告や相談
- ②妊娠期から思春期まで、幅広く子育て相談に対応する。
- ③こども家庭センターや学校、園等の関係機関と支援の方向性など共通認識を深め、一貫した支援体制を整備し、切れ目のない支援を行う。
- ④こどもサポーター（主任児童委員）等による地域ぐるみの子育て支援の推進

神戸市こども家庭支援室実務者マニュアル（第8版）より抜粋・改変



設置場所：

各区役所保健福祉部（北神区役所含む）、北須磨支所保健福祉課
計 11 箇所

窓口になるのは…

こども家庭支援担当係長 担当ケースワーカー 1 名
各地区担当保健師（人数は区によって異なります）

ご相談は、いずれかにお声かけください。

お電話は、各区「こども家庭支援室専用ダイヤル」がございます。



こども家庭支援室の機能

こども家庭庁
資料より改変

妊産婦、こども、その他保護者

児童相談所

こども家庭支援室(各区)

- ・児童および妊産婦の福祉や母子保健の相談等
- ・把握・情報提供、必要な調査・指導等
- ・支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、連絡調整
- ・保健指導、健康診査等
- ・地域資源の開拓

地域子育て
相談機関

保育所、幼稚園、
認定こども園、
地域子育て支援
拠点等

こども
サポーター

要保護児童対策地域協議会

様々な支援メニューにつなぐ

こども食堂

保育所

ショートステイ

児童館

学校

障害児支援

子育て広場

子どもの居場所

医療機関

産前産後サポート

産後ケア

要保護児童対策地域協議会（要対協）とは

★役割

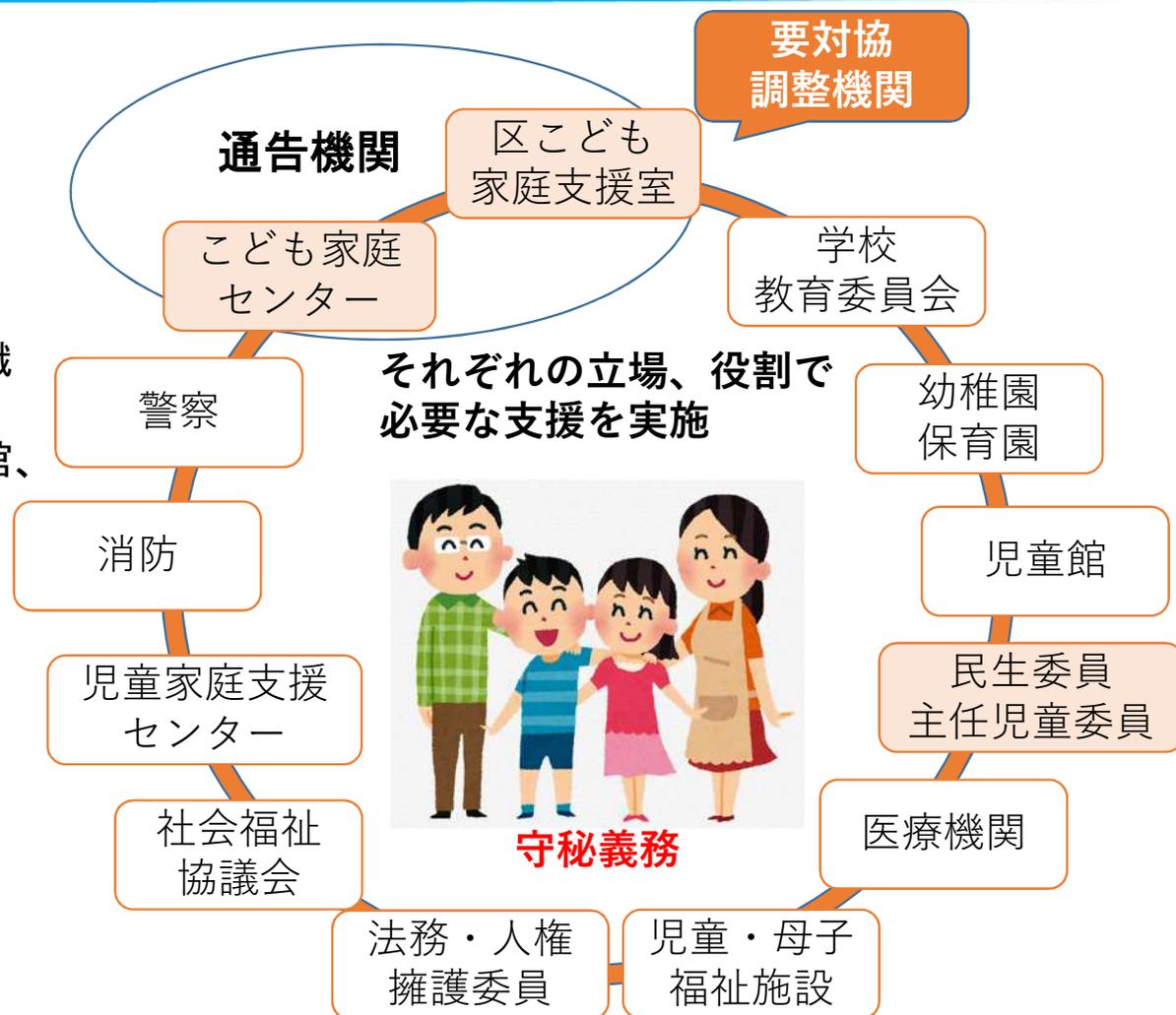
要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため児童に関わりのある関係機関が連携し、情報や考え方を共有する

★構成員

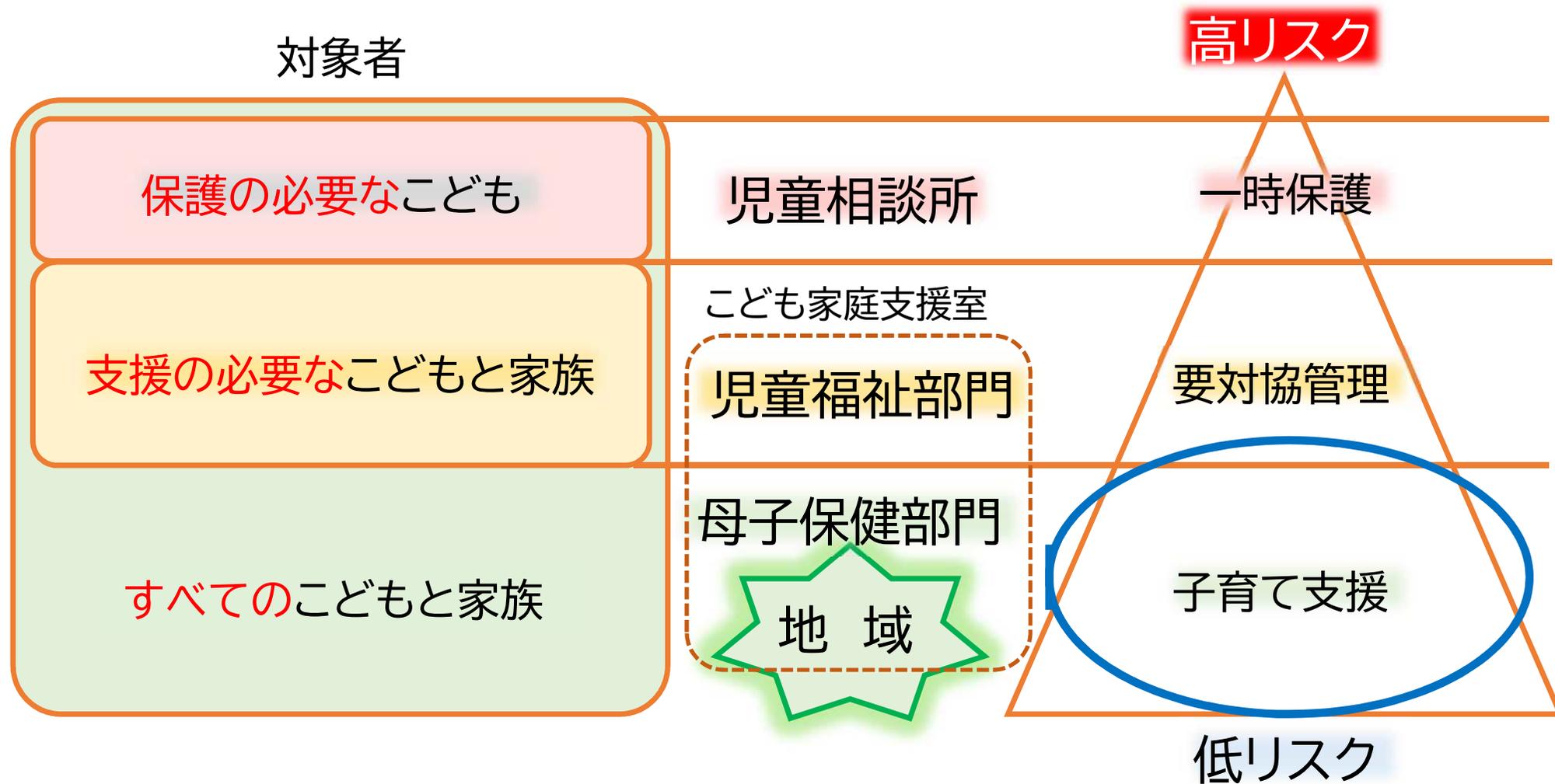
関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他関係者
（保育所、認定こども園、児童福祉施設、児童館、社会福祉協議会、医師会、医療機関、学校関係、警察、民間団体等）

★代表者会議（年1回）構成員の代表者による会議
連携の継続を保ち、支援の質を確保するもの

※主任児童委員は、要対協の構成員です。

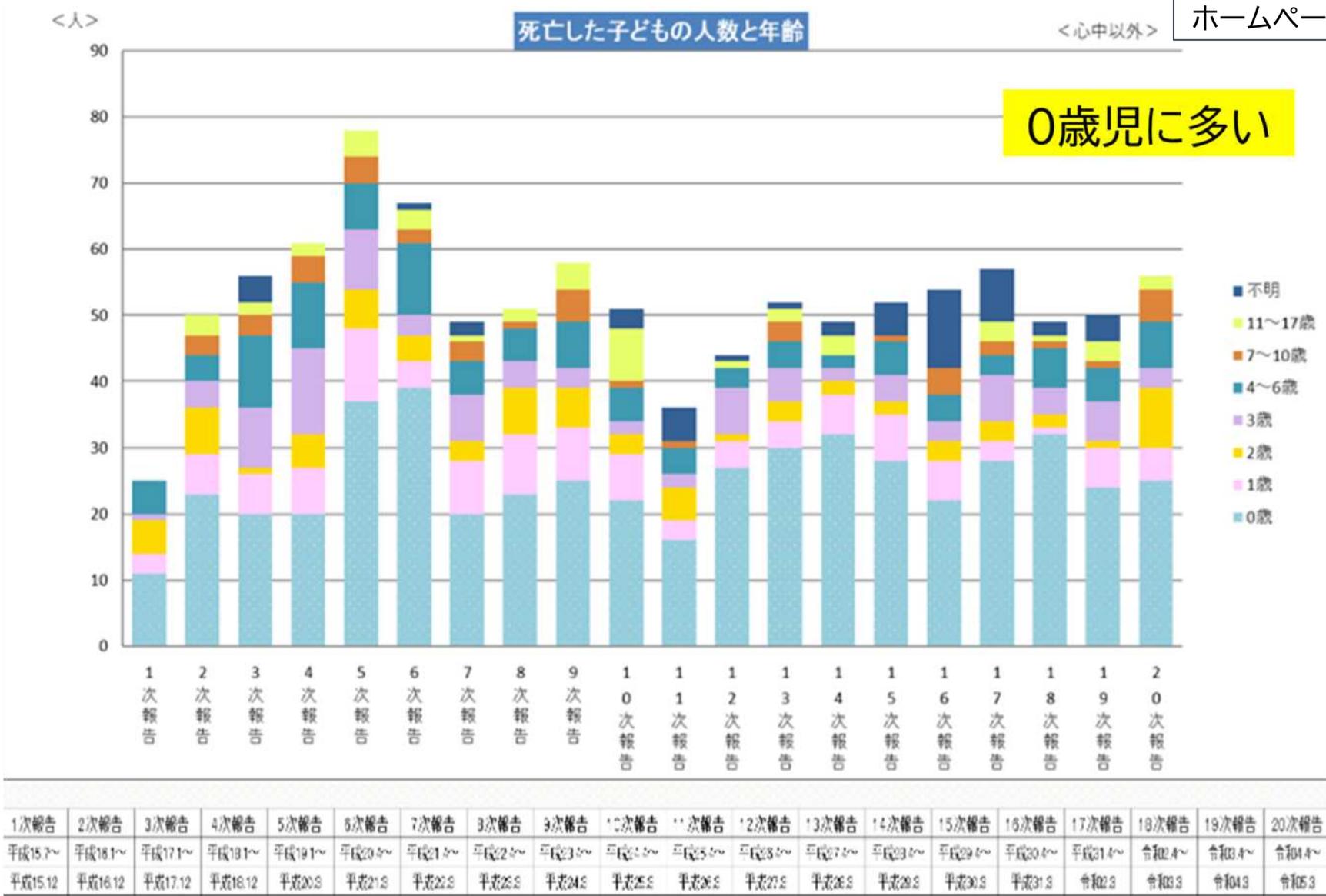


支援の構図



児童虐待死亡事例の年齢

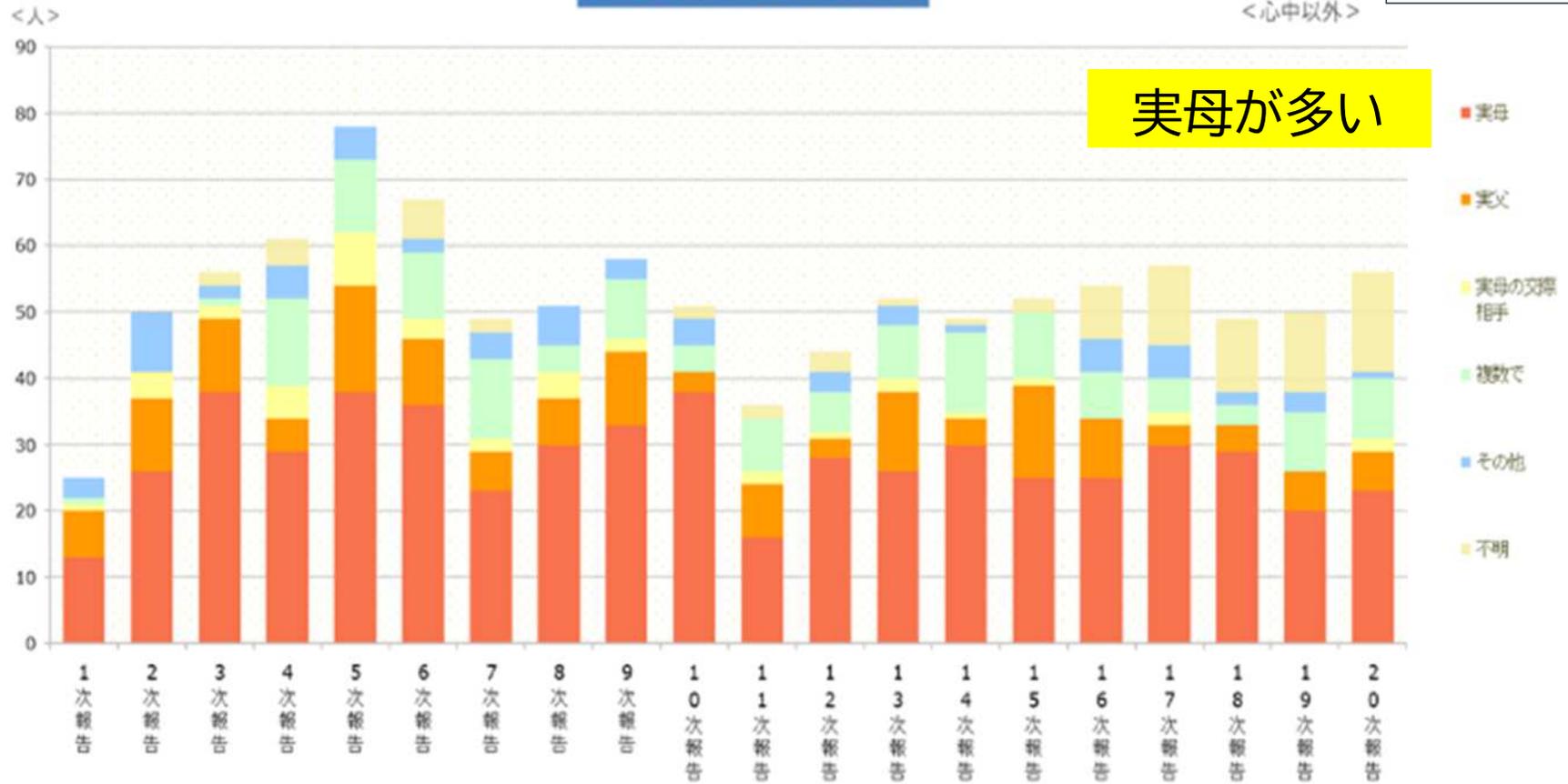
こども家庭庁
ホームページより抜粋



児童虐待死亡事例の加害者

死亡した子どもの主な加害者

こども家庭庁
ホームページより抜粋



1次報告	2次報告	3次報告	4次報告	5次報告	6次報告	7次報告	8次報告	9次報告	10次報告	11次報告	12次報告	13次報告	14次報告	15次報告	16次報告	17次報告	18次報告	19次報告	20次報告
平成15.7~ 平成15.12	平成16.1~ 平成16.12	平成17.1~ 平成17.12	平成18.1~ 平成18.12	平成19.1~ 平成20.3	平成20.4~ 平成21.3	平成21.4~ 平成22.3	平成22.4~ 平成23.3	平成23.4~ 平成24.3	平成24.4~ 平成25.3	平成25.4~ 平成26.3	平成26.4~ 平成27.3	平成27.4~ 平成28.3	平成28.4~ 平成29.3	平成29.4~ 平成30.3	平成30.4~ 平成31.3	令和2.4~ 令和2.3	令和3.4~ 令和3.3	令和4.4~ 令和4.3	令和5.4~ 令和5.3

(こども家庭審議会児童虐待防止対策部会 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 第20次報告より)

虐待の通告を受けた時のこども家庭支援室の動き

- ・所属や関係機関等への聴き取り（調査）
- ・学校、近隣、施設の協力を得てこどもと面談し安全を確認
- ・必要な場合（緊急度重症度の高い事案）は、
こども家庭センター（児童相談所）に対応を依頼
 - ★こども家庭センターは、自宅立ち入り調査や一時保護等の専門的な知識、技術を要する支援を実施

※児童虐待事案において、**個人情報**をこども家庭支援室に報告することは法律には触れません
誰からの通告なのかは対象者にお伝えしません



子どもや保護者のサインへの気づき

子どものサイン

- ・よく、子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- ・衣類やからだがいっぱい汚れている
- ・落ち着きがなく乱暴である
- ・表情が乏しい、活気がない
- ・夜遅くまで一人で遊んでいる

子どもの
安全確保

区こども家庭支援室または
こども家庭センターに連絡
(緊急を要するときは110番！)

保護者のサイン

- ・地域での交流が少なく、孤立している
- ・小さい子どもを置いたまま外出している
- ・子どもの養育について拒否的、無関心である



虐待かも？と思った時のおねがい

自分で見つけた時

- ・おかしいと思った**事柄、時間と場所**を整理する
- ・子ども、保護者の**氏名・住所・年齢**を確認する

地域の人から相談を受けた時

- ・相手の**話をじっくり聞く**
- ・事実を**ありのままに話してもらえよう**淡々と確認する

虐待、虐待の恐れがある時

保護者から子育ての悩みや相談を受けた時

- ・**否定やアドバイスをせず**にゆっくり聞く
- ・**専門的な相談機関を紹介**する

区こども家庭支援室または
こども家庭センターに連絡
(緊急を要するときは110番！)



知っておいていただきたいこと

体罰や大きな怒鳴り声



成人後に
メンタル不調や自己肯定感が低くなり、社会に出てからつまづく可能性

児童虐待防止法で体罰は禁止(2020年4月施行)

体罰の裏には

- 「ちゃんと育てねば」というプレッシャーの存在
- ・少子化による一人っ子への期待
- ・SNSによる家庭の中の可視化

孤立

子育てがうまくいかない時に虐待となってあらわれる場合があります



虐待を疑う保護者への接し方

- ・保護者に正しい家庭像を押し付けすぎない
- ・体罰・暴言・モラハラについて肯定しない
(最初から強く否定せず理由を聞く)
- ・専門的な相談機関を積極的に情報提供しましょう

つなぎ先に迷ったら・・・

各区の**こども家庭支援室**にご相談下さい
身近な**地区担当保健師**でも構いません

連携

こどもサポーターだけで悩んだり、抱え込まないでください



こども家庭支援室等との連携

こどもサポーターの強み

- ・日頃の地域活動や生活の場で、
普段の子どもやその家庭の様子を把握しやすい
- ・身近な場所で、つながりをもちやすく、
自然に声かけができ、相談に応じることができる

こども家庭支援室では把握できない情報源
となります



抱きなさい子を

浜 文子作 より抜粋

いつか母の膝は
子の悲しみに近づけない日がやってくる
やがて母の手が
子の涙を拭いてやれない日が訪れる

きっと来る その日
子が涙を拭う手に
柔らかな記憶の手が重なるように

母よ抱きしめなさい子を
もう何もしてやれない日のために
抱きしめる手が
子の未来に届くよう
幾度も 幾度も
抱きしめなさい

母よ
やがて別れる者として
しっかり胸に抱きなさい

子どもの未来が輝けるように、
一緒に頑張っていきましょう

